明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○接続料規則の一部を改正する省令（総務六）　一
〔告示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十一年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務三七）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人航空大学校平成二十事業年度財務諸表、企業年金基金変更、厚生年金基金変更関係　公
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　九

省令

○総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二日

総務大臣　原口　一博

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

「き線管路総延長	147,052	km」	を
「き線管路総延長	144,148	km」	に、
「電線共同溝総延長	1,115	km」	を
「情報ボックス総延長	7,123	km」	
「電線共同溝総延長	1,176	km」	に、
「情報ボックス総延長	6,838	km」	
「クロック供給装置―１Ｓ架当たり最大クロック分配数	12	クロック数／架」	を
「クロック供給装置―１Ｇ基本架当たり最大クロック分配数	144	クロック数／架」	
「クロック供給装置―１Ｓ架当たり最大クロック分配数	120	クロック数／架」	に、
「クロック供給装置―１Ｇ基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数／架」	
「クロック供給装置１Ｓ架単位電流	3.7	Ａ／架」	を
「クロック供給装置１Ｓ架面積	1.6	㎡／架」	
「クロック供給装置１Ｇ架単位電流	8.4	Ａ／架」	
「クロック供給装置１Ｓ架単位電流	2	Ａ／架」	に、
「クロック供給装置１Ｓ架面積	1.44	㎡／架」	
「クロック供給装置１Ｇ架単位電流	4	Ａ／架」	
「監視設備（加入者交換機）　対投資額比率	0.0681	—」	を
「監視設備（中継交換機）　対投資額比率	0.0661	—」	
「監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.0356	—」	